

2. 外来医療、在宅医療

高齢者の外来医療及び在宅医療に係る診療報酬の概要

| | 診療所 | 病院（200床未満） | 病院（200床以上） | 老人慢性疾患外来総合診療料 届出保険医療機関 | 寝たきり老人在宅総合診療料 届出保険医療機関 |
|----|---|--|---|---|--|
| 初診 | 老人初診料：270点 ※紹介患者加算：55点 （一般：50点） ・時間外加算 ・休日加算 ・深夜加算 等 | 老人初診料：250点 ※紹介患者加算：紹介率 に応じ、400点～40点 ・時間外加算 ・休日加算 ・深夜加算 等 | 老人初診料：250点 ※紹介患者加算：紹介率 に応じ、400点～40点 ・時間外加算 ・休日加算 ・深夜加算 等 | X | X |
| 再診 | 老人再診料：74点 ※老人外来管理加算 ：57点（一般：52点） ※継続管理加算：月5点 ・時間外加算 ・休日加算 ・深夜加算 等 | 老人再診料：59点 ※老人外来管理加算： ：47点（一般：52点） ※継続管理加算：月5点 ・時間外加算 ・休日加算 ・深夜加算 等 | 外来診療料：70点 ※検査の一部、処置の一 部を包括評価 ・時間外加算 ・休日加算 ・深夜加算 等 | 老人慢性疾患外来総合 診療料： 処方せんあり：735点 処方せんなし 月1回目：1035点 月2回目：735点 ※一定の要件を満たす 診療所又は200床未満 の病院で、月2回の み算定可 ※検査、投薬及び注射 並びに主病に係る生 活指導を包括評価 | 寝たきり老人在宅総合 診療料 処方せんあり 1月：2,300点 処方せんなし 1月：2,600点 ※一定の要件を満たす 診療所で、月2回以 上訪問した場合に、 月1回に限り算定可 ※老人慢性疾患生活指 導、寝たきり老人訪 問指導管理、検査及 び投薬を包括評価 |

- 老人慢性疾患外来総合診療料：老人慢性疾患患者に対し、計画的な医学管理の下に、栄養、安静、運動、日常生活その他療養上必要な指導及び診療を行った場合に、月2回を限度として算定。診療所又は200床未満の病院のみが算定可。平成12年7月1日現在で、病院：1,465、診療所：17,258が届出
- 寝たきり老人在宅総合診療料：家庭において療養を行っている患者であって、現に寝たきりの状態にあるものに対して、在宅療養計画を策定し、計画的な医学管理の下に、1月に2回以上訪問して診療を行った場合に、患者1人につき1月に1回に限り算定。診療所のみが算定可。平成12年7月1日現在で、20,014診療所が届出